

奈良市立若草保育園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市立若草保育園（以下「当園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。
- (2) 3号認定子ども 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。
- (3) 保育標準時間認定 支援法第20条第3項に基づく保育必要量の認定について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の認定をすることをいう。
- (4) 保育短時間認定 支援法第20条第3項に基づく保育必要量の認定について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の認定をすることをいう。

(施設の目的及び運営の方針)

第3条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）及びその他の関係法令を遵守して運営する。

(事業所の名称等)

第4条 当園の名称、所在地等は、次のとおりとする。

名称	奈良市立若草保育園		
所在地	奈良市川上町493-1番地		
職員の職種、 員数及び職務 の内容 ※ 員数については4 月1日時点の配置 数を記載していま す。	職種	員数	職務の内容
	園長	1人	職員及び業務の管理を一元的に行い、法令等を遵守させるため職員に対し必要な指揮命令を行うとともに、園児を把握し、園務をつかさどる。
	副園長	1人	園長を補佐し、その命を受け、所属職員の指揮監督を行う。また、園長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

	保育教育士	園児の受入れ状況に応じ奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）に定める必要な員数	保育に従事し、その計画の立案及び実施、記録、並びに家庭連絡等の業務を行う。	
	調理員	1名以上で、園児の受入れ状況に応じ必要な員数	栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	
	その他職員	1人	用務員（シルバー人材センターに委託）	
	※員数については、入所人員により変動することがある。			
保育の提供を行う日及び利用時間等	保育の提供を行う日	提供日	休業日以外の日	
		休業日	1日曜日 2国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 312月29日から翌年1月3日まで	
利用時間		保育短時間認定	通常保育	
			平日	土曜日
			8：30～16：30	8：30～12：00
			延長保育（月曜から金曜まで）	
			朝延長 7：30～8：30 夕方延長 16：30～18：30	
			間保育標準時	通常保育
平日	土曜日			
7：30～18：30	7：30～16：00			

利用者負担その他の費用の種類等	利用料	本市が定める特定教育・保育施設に係る利用者負担額	
	延長保育利用料	朝延長、早朝延長及び、最終延長は、園児1人につき1回の利用ごとに100円 夕方延長は、園児1人につき1時間までごとに100円	
	2号認定子どもに係る給食費	4月から翌年2月まで 600円	
	※注 3号認定子どもで年度途中で3歳の誕生日を迎えた場合は、その翌年度から2号認定子どもとして給食費を徴収する	3月	30円に当該年度の給食実施日の日数を乗じて得た額から6,600円を減じて得た額
			上記の規定にかかわらず、1月当たり10日以上欠食した場合 300円
	3号認定子どもに係る給食費	保育料に含まれる	
	日用品及び文房具費等	保育に必要な物品の購入費用として園長が定めた金額	
日本スポーツ振興センター共済掛金	施設の管理下での災害に備える共済の保護者負担分とし、同センターが災害共済給付に係る掛金として定めた金額		
支給認定区分ごとの利用定員	支給認定区分		
	2号認定子ども	58人	
	3号認定子ども	42人	

(提供する保育の内容)

第5条 当園の保育課程その他の保育の内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児の発達に必要な保育その他の便宜を提供する。

2 前項の保育の提供に際し具体的な内容は、奈良市立こども園カリキュラム（平成27年3月策定）の例による。

3 保育課程に掲げる目標は次のとおりとする。

- (1) 思いやりのある子
- (2) 考えて行動できる子
- (3) 十分に体を動かしてのびのびと遊べる子

(入園手続、利用の開始及び終了に関する事項、利用に当たっての留意事項)

第6条 当園は、本市が実施する利用調整により利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

2 保護者は、当園の利用について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、退園する月の前月末日までに市長に願い出るものとする。

- (1) 支援法第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 当園の利用を辞退して退園する場合
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合
(緊急時における対応方法及び安全対策)

第 7 条 当園は、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）により市で策定された「奈良市立園における安全管理マニュアル」（以下「安全管理マニュアル」という。）にのっとり、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園医又は園児の主治医に相談するとともに、奈良市こども園推進課及び園児の保護者等に連絡をする等の措置を講じる。

- 2 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 当園は、緊急時に安全かつ適切な行動がとれるよう職員に対する研修を実施する。
- 4 当園は、市が策定する「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」にのっとり、給食の提供について適切な対応に努める。

(非常災害対策)

第 8 条 当園の非常災害対策については、消防計画及び風水害、地震に対処するための計画を前条第 1 項の安全管理マニュアル等に従い作成し、園児の避難及び関係機関への連絡体制を整備し当該体制について職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他の必要な訓練を行う等の対策を講じる。

(虐待の防止のための措置)

第 9 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第 10 条 当園は、園児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を決め、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 当園が苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めるとともに、必要な改善を行う。
- 3 当園は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策等について記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第 11 条 その他当園の運営について、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。